

●第79回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月17日から18日の2日間、長野県・ホテルメトロポリタン長野を会場として、全国私立学校審議会連合会第79回総会が、全国から約145名の参加者を得て開催された。1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、山岸建文部会長の進行、助言者に平田眞一全専各連理事、青池浩生全専各連理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

1. 各分野における適切な学科の設置について（特に、新たに工業分野を設置し、情報関係学科の新規設置に係る認可の状況）

令和5年度に新たに工業分野として、情報関係学科の新規設置に係る認可を行った件数は18件。また、前記の認可に係り工業分野に設置する情報関係学科について、文部科学省から示された設置基準一部改正のほか、独自の審査基準・考え方を設けた事例は0件であった。

行政担当者からは、工業分野の定義や判断基準が曖昧なため、類似事例を参考とする、カリキュラムからその妥当性を判断する、など対応に苦慮していることや、分野の規定については、その分野と学科設置が適切であるかの判断に困る場合があるなどの意見が挙げられた。

助言者からは、8分野の設定に関する適正化をはかることの重要性や、特例算定について必要教員数等に一定の緩和策が設けられる一方で教員の質について認可の審査に生かせる仕組みづくりの必要性が述べられた。さらに、修学支援新制度において理工農系の中間層への拡大もはかられており、より一層、養成すべき人材像や学修成果を設定し、そのうえでどのような業種、職種の人材を社会に送り出すのか、専修学校側の更なる取り組みが求められていること、また急激な社会変化に柔軟に対応できる分野横断的な学びが重要になっていることから、例えば分野分類の細分化なども含め、文部科学省によって提示された専修学校設置基準を参考にしつつ、各地域の実情に即した基準・定義の設定に課題が残るとする意見が述べられた。

2. 収容定員と募集定員の乖離について

収容定員に関する何らかの指導・助言を行った件数はおよそ30件であった。修学支援新制度の経営要件に「直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満」とあることから、この要件に該当する専門学校に対して、行政側から収容定員の見直し等の助言を行った事例や収容定員の充足率を満たさない場合に都道府県知事等が認める確認取り消し猶予を行った事例も見られた。

一方、専門学校の社会的信頼性をより強化するために専門学校側も定員管理の適正化や収容定員の変更など自助努力が必要となっている。そのうえで地域の実情に応じた柔軟な対応が求められることが確認された。

各専門部会共通

1. 学校設置認可時における経営に必要な財産及び校地・校舎の保有条件等について

学校新設の際に必要な財産の基準は各都道府県により異なり、開設年度の経常的経費の一定割合以上または年度相当額を求め、そのうち借入金の充当割合についても一定の基準を設けている。校地・校舎等について借用・負担付を認めた事例は41地域であった。専修学校各種学校の校地・校舎は原則、自己所有であるが、学校経営の安定性・継続性を担保するため、例えば専修学校では「長期間（20年以上）の賃貸借契約」として、教育上支障がないと認められることを条件としている事例が多数にのぼるが、特別な事情等、地域により民間所有地の借用など柔軟な対応がなされている事例もみられた。

また、設置認可時に財産状況だけではなく少子化が見込まれる中、高校や地域に実地調査などを行い学校の設立需要から学生確保の見通しを調査項目に設けるなど経営健全化や経営の安定化に努める観点も必要との意見も挙げられた。